

山ノ内町保育料の軽減について

当町では下記のとおり保育料の軽減を実施しております。

★保育料多子軽減★

同一世帯に高校3年生以下の入所児童を3人以上有する世帯は下記のとおり軽減します。

① 第1子から第3子が同時入所

ア 最も年齢が高い児童	表に定める額の半額
イ ア以外の児童のうち、最も年齢が高い児童	表に定める額の半額
ウ ア、イ以外の児童	無料

② 第2子と第3子が入所

ア 最も年齢が高い児童	表に定める額の半額
イ ア以外の児童のうち、最も年齢が高い児童	表に定める額の半額

③ 第3子のみ入所

ア 入所児童	表に定める額の半額
--------------	-----------

④ 第3子と第4子が入所

ア 最も年齢が高い児童	表に定める額の半額
イ ア以外の児童のうち、最も年齢が高い児童	表に定める額の半額

○町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、上記に係る年齢制限を撤廃し、2人目は半額、3人目以降は無料となります。ただし、非課税世帯の場合は2人目から無料となります。

○ひとり親世帯等について、市町村民税所得割課税額77,101円未満の場合は、1人目が半額、2人目以降は無料になります。ただし、階層3-1～4-3の一部の1人目については半額ではなく2号認定は6,000円、3号認定は9,000円となります。

※ひとり親世帯(母子世帯)等とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯とします。